

内部事務のセンター化の実施について

内部事務のセンター化の概要

国税庁では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和元年 7 月から、複数の税務署（対象署）の内部事務（※）を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和 3 年 7 月からは、国税局の組織として「業務センター室」（仮称）を設置するなど国税組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」の実施へ移行します（各局の実施状況は別紙のとおり）。

（※） 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

留意事項（令和 3 年 7 月以降）

- センター化の対象となっている税務署（対象署）に申告書、届出・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
- 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- センターでは電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問合せください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 上記センター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

令和3年7月以降におけるセンター設置場所及び対象署

	開始時期	名称（仮称）	センター設置場所	対象署数	対象署
札 幌	令和元年10月	札幌国税局業務センター	札幌中署内 ^(※1)	2 署	札幌中・浦河
	令和3年7月	札幌国税局業務センター函館分室	函館署内	3 署	函館・八雲・江差
	令和3年7月	札幌国税局業務センター旭川分室	旭川中署内	3 署	旭川中・名寄・深川
仙 台	令和2年10月	仙台国税局業務センター	仙台北署内 ^(※1)	2 署	仙台北・仙台中
	令和2年10月	仙台国税局業務センター盛岡分室	盛岡署内	2 署	盛岡・二戸
	令和元年7月	仙台国税局業務センター山形分室	山形署内	3 署	山形・寒河江・村山
	平成29年7月	仙台国税局業務センター局分室	国税局内	全署	
関東信越	平成30年10月	関東信越国税局業務センター	国税局局内 ^(※1)	2 署	浦和・大宮
	令和元年10月	関東信越国税局業務センター前橋分室	前橋署内	3 署	前橋・沼田・中之条
	令和2年10月	関東信越国税局業務センター栃木分室	栃木署内	2 署	栃木・佐野
東 京	平成29年10月	東京国税局業務センター	東京上野署内	6 署	小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島
	平成30年7月	東京国税局業務センター渋谷分室	渋谷署内	1 署	渋谷
	令和元年10月	東京国税局業務センター甲府分室	甲府署内	4 署	甲府・山梨・大月・鵜沢
	令和3年7月	東京国税局業務センター芝分室	芝署内	1 署	芝
	令和3年7月	東京国税局業務センター武蔵府中分室	武蔵府中署内 ^(※1)	2 署	武蔵府中・日野
	令和3年10月	東京国税局業務センター横浜南分室	横浜南署内	2 署	横浜中・横浜南
	令和3年12月	東京国税局業務センター千葉西分室	千葉西署内 ^(※1)	2 署	千葉東・千葉西
	平成30年7月	東京国税局業務センター浅草分室	浅草署内	全署（法人課税事務）	
	令和元年10月	東京国税局業務センター荻窪分室	荻窪署内	全署（資産課税事務）	
金 沢	令和元年7月	金沢国税局業務センター	金沢署内 ^(※1) (令和3年11月に石川県庁水庁舎へ移転予定)	3 署	金沢・小松・松任
	令和元年7月	金沢国税局業務センター福井分室	福井署内	2 署	福井・大野
名古屋	平成29年11月	名古屋国税局業務センター	名古屋中署内 (令和3年10月に局東分庁舎 ^(※1) へ移転予定)	2 署	名古屋東・名古屋中
	平成29年7月		国税局東分庁舎内	全署（行政指導事務等の集約処理）	
	令和元年7月	名古屋国税局業務センター豊橋分室	豊橋署内	3 署	豊橋・西尾・新城
	令和元年10月	名古屋国税局業務センター清水分室	清水合同庁舎	2 署	清水・藤枝
	令和2年10月	名古屋国税局業務センター津分室	津署内	2 署	津・松阪
大 阪	平成29年10月	大阪国税局業務センター	東淀川署内	4 署	大阪福島・西淀川・東淀川・大淀
	令和元年10月	大阪国税局業務センター神戸分室	神戸税関ポートアイランド出張所庁舎	5 署	灘・兵庫・長田・須磨・神戸
	令和2年10月	大阪国税局業務センター北分室	北署内 ^(※1)	3 署	浪速・東成・北
	平成29年4月	大阪国税局業務センター南分室	南署内	一部の署（個人課税及び資料情報事務）	
	平成30年7月	大阪国税局業務センター大阪福島分室	大阪福島署内	全署（資産課税事務）又は一部の署（個人課税及び資料情報事務）	
	令和2年7月	大阪国税局業務センター西淀川分室	西淀川署内	一部の署（法人課税及び間接諸税事務）	
	令和3年7月	大阪国税局業務センター長田分室	長田署内	一部の署（個人課税及び資料情報事務）	
広 島	令和元年10月	広島国税局業務センター	広島西署内 ^(※1)	3 署	広島南・広島西・吉田
	平成30年7月	広島国税局業務センター岡山東分室	岡山東署内	2 署	岡山東・西大寺
	令和3年10月	広島国税局業務センター出雲分室	出雲地方合同庁舎	3 署	出雲・石見大田・大東
高 松	令和3年7月 (令和2年10月)	高松国税局業務センター	国税局内 ^(※1) (高松署)	2 署	高松・土庄
	令和元年7月	高松国税局業務センター高知分室	高知署内	2 署	高知・伊野
福 岡	令和2年10月	福岡国税局業務センター	福岡署内 ^(※1)	2 署	博多・福岡
	令和3年7月	福岡国税局業務センター小倉分室	小倉署内	2 署	門司・小倉
熊 本	平成31年4月	熊本国税局業務センター	熊本東署内 ^(※1)	6 署	熊本西・熊本東・八代・人吉・山鹿・宇土
沖 縄	令和元年10月	沖縄国税事務所業務センター	北那覇署内 ^(※1)	2 署	那覇・北那覇
	令和元年7月	沖縄国税事務所業務センター沖縄分室	沖縄署内	2 署	沖縄・名護

※1 「対象署」欄記載の対象署以外に全署又は一部の署を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

※2 網掛は、行政指導事務等の集約処理のみを担当するセンターを示す。

※3 下線は、令和3年7月以降に新たに追加するセンター及び対象署を示す。

酒税事務の広域運営体制の変更について

関東信越国税局では、税務署における酒税事務の効率的な事務運営を図る観点から、中心署による広域運営を行っておりますが、茨城県においては、令和 3 年 7 月 12 日（月）以降、以下の体制で実施します。

酒税事務の広域運営実施署（変更前）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	茨城県下署
	調査・検査	



酒税事務の広域運営実施署（変更後）		
（中心署）	（主な事務）	（対象署）
水戸署	免許事務	日立署、太田署、潮来署
	調査・検査	茨城県下署
土浦署	免許事務	古河署、下館署、竜ヶ崎署

留意事項

- 酒税担当職員の配置
対象署には、酒税担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の酒税担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - 窓口における相談等
原則として電話により対応を行いますが、窓口における酒税事務に関する相談等には、事前予約を受け付けた上で、中心署の酒税担当職員が対応します。
- ※ 一般相談・個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和 3 事務年度は、以下の税務署で実施します。

滞納整理事務の集中化実施署	
（中心署）	（対象署）
宇都宮署	氏家署
栃木署	佐野署
<u>前橋署</u>	<u>沼田署</u>
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署
<u>長岡署</u>	<u>小千谷署</u>
高田署	柏崎署、糸魚川署
<u>長野署</u>	<u>信濃中野署</u>
松本署	大町署

（注）下線は、本年 7 月 12 日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 滞納整理
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談
納付相談は、引き続き、対象署の管理運営・徴収部門（一部の署については総務課）において対応します。
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

関東信越国税局からの重要なお知らせ

令和 3 年 7 月から、国税局の組織である「業務センター室」（仮称）で、一部の税務署を対象に、申告書の入力などの内部事務の集約処理（内部事務のセンター化（※））を実施します。

納税者の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（※）「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

郵送等による送付先の変更、窓口でのご相談

令和 3 年 7 月 12 日（月）以降、申告書等を郵送等により提出する場合の送付先が変わります。

申告書等を郵送等により提出する場合は、下表の送付先宛に送付をお願いします。

また、税務署窓口でのご相談は、事前予約が必要です。

※ 事前予約されずに窓口にお越しいただいても、相談対応できない場合がありますので、ご注意願います。

税務署にお越しいただく前に、電話による相談もできますので、まずは、電話相談センターをご利用ください。

【送付先及び電話番号】

所轄税務署	送付先		電話による問合せ先 （管轄税務署電話番号）
	郵便番号	宛名	
浦和署	330-9587	関東信越国税局業務センター	048-600-5400
大宮署			048-641-4945
前橋署	371-8587	関東信越国税局業務センター 前橋分室	027-224-4371
沼田署			0278-22-2131
中之条署			0279-75-3355
栃木署	328-8587	関東信越国税局業務センター 栃木分室	0282-22-0885
佐野署			0283-22-4366

※ 申告書等を郵送により提出する場合は、郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

【事前予約の受付】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「2」を選択し、面接相談の事前予約である旨を伝えてください。

【電話によるご相談】

上記所轄税務署の電話へお掛けいただくと自動音声案内が流れますので、「1」を選択後、ご相談内容に応じた番号を選択すると電話相談センターにつながります。